

浦安市高洲地域包括支援センター運営及び施設管理業務委託公募型プロポーザルに関する質疑について(回答)

回答日:令和2年7月15日(水)

No.	資料名	タイトル	質問内容	回答
1	募集要項 P2	委託料の上限額について	上限額は3職種6人分の人件費で積算しているとあるが、3職種4人分の人件費で積算した場合の上限額の定めはあるのか。	人件費については、上限額を設定しておりません。募集要項記載の1人当りの人件費を参考のうえ、適正に積算してください。
2	募集要項 P2 仕様書 P12	3職種の配置について	3職種4名以上、上限6名と3職種配置人数に幅を持たせているのは何故か。	業務運営について、最低限4名の配置が必要と考えています。今後の高齢者数の増加に伴う業務量の増加を考慮し、6名まで配置できるものとしております。
3	募集要項 P2 仕様書 P16	委託料人件費の精算について	3職種の人件費について、職員に欠員が生じた場合、その期間において精算を行うものとし、事務職員の人件費は精算しないとあるが間違いはないか。	お見込みのとおりです。
4	募集要項 P2 仕様書 P16	精算について	人件費以外は精算しないという理解で良いか。	お見込みのとおりです。
5	募集要項 P2 仕様書 P16	精算について	毎年度終了後30日以内に精算書の提出をし、とあるがこれは上記の人件費の精算という理解で良いか。	お見込みのとおりです。 精算対象がない場合も、精算書の提出が必要となります。
6	仕様書 P2	開設時間外の対応について	緊急連絡体制とあるが、代表電話等への電話転送による対応を行う運用でも可能か。	お見込みのとおりです。 地域包括支援センターの固定電話で緊急連絡先である携帯電話番号をアナウンスする対応でも可能とします。
7	仕様書 P2	開設時間外の対応について	開設時間及び休業日については状況に応じて変更することがあるとあるが、変更する状況とはどのような場合か。	災害時対応の場合等が想定されます。
8	仕様書 P3	介護予防・日常生活総合支援事業について	指定居宅介護支援事業者への委託について、「やむを得ない場合」とはどのような状況か。また「共通の考え方」とは何を指すものか。	「やむを得ない場合」とは、3職種が直接受け持つ件数が25件を超える場合や、利用者の希望による場合等を想定しています。 「共通の考え方」とは、仕様書P15「12法令等の遵守(8)」に示す取扱方針の考えを指しています。
9	仕様書 P3	介護予防・日常生活総合支援事業について	3職種が直接受け持つ件数の上限25件とあるが、下限はあるか	下限は設定していません。
10	仕様書 P7	個人情報の取扱いについて	予め本人から了解を得るとあるが、特に総合相談支援業務においてどのような方法で了解を得るのが適切か	総合相談支援業務においては、相談受付後、適切な機関へ引き継ぐ必要がある場合について、引き継ぎ先機関に情報提供する旨を、相談者より口頭にて了解を得ることとします。

11	仕様書 P8	高齢者福祉サービスについて	高齢者福祉サービスの申請代行とあるが、具体的にどのような内容を指すものか。	市高齢者福祉課が実施している給食サービスや緊急通報装置の貸し出し、交通安全つえの給付等に関する申請代行を指しています。
12	仕様書 P8	計画の作成支援について	介護予防サービス計画の自己作成を希望する者がいた場合、計画の作成支援等を行うこととあるが、どのような内容か。また想定件数等あれば具体的にご教示いただきたい。	自ら介護予防サービス計画を作成しようとする者に対し、必要な相談・援助を行うよう努めるものです。作成支援にあたっては市が作成している手順を参考にすることとします。介護予防サービス計画の自己作成件数については、年に数件あるかないかと想定しています。
13	仕様書 P8	住宅改修理由書について	住宅改修理由書の作成を行うこととあるが、業者委託でも可能か。	住宅改修理由書の作成を行う者に地域包括支援センター職員が該当していることから、地域包括支援センター職員が実施する業務として記載しています。
14	仕様書 P9・P10	AEDの管理およびその他業務について	(6)①AEDの管理や、(8)②施設及び付帯設備、施設管理に関することについて、併設施設との一体的な実施はあるのか。	施設及び付帯設備、施設管理に関することについては、選定業者決定後、市担当課及び併設施設の事業者と協議のうえ、具体的な実施方法を決定します。
15	仕様書 P10	委託経費の使用範囲等について	「業務内容(1)、(2)・(3)、(4)」をそれぞれ事業ごとに経理を行い、必要書類を整備することとあるが、3職種が一体的且つ連続的に4つの業務を行っている場合、歳出を明確に分けることは困難であると考え。必ず4事業ごとに歳出を分けなければならないのか。	仕様書P14「11収支予算書及び収支決算書の内容について(参考)」(2)支出の項目を参考に算定するものとします。業務内容(1)に該当するものは③、業務内容(2)・(3)に該当するものは①、業務内容(4)に該当するものは②・④が想定されます。
16	仕様書 P11	職員体制 事務職員について	事務職員(非常勤職員)の最低勤務時間はあるか。またプランナーとの兼務は可能か。	事務職員(非常勤職員)の最低勤務時間は設定しておりませんが、市としましては1日7時間・週5日勤務を想定し、積算しています。事務職員として配置した者が介護支援専門員の資格を有している場合、プラン作成をすることは可能ですが、事務員とは別に仕様書P11「8職員体制⑤」の者を配置するものとします。
17	仕様書 P12	職員体制 保健師その他介護予防支援に関する知識を有する職員について	「介護予防支援に関する知識を有する職員」は県が実施する研修の受講以外に、満たす要件は何か。	仕様書P15「12法令等の遵守(8)」に示す内容を理解し、効果的な支援が実施できる者であれば可とします。
18	仕様書 P12	職員体制 代替職員の補充について	仕様書P12「8職員体制」(2)その他④について、3職種の職員が2名いる場合は、代替職員の補充は必要としないか。	最低3職種4名の配置が必要です。